幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

提出者

議会運営委員会委員長 岡本 眞利子

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則 上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並 びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

幕別町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第129条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第129条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこ の規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によ って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次 項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行う ことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則 の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電 子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含 む。以下この項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理 組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行 うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により 行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの 規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定め る電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただ し、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法に より受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行

われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第21条(日程の作成及び配布)及び第91条(請願書の写しの配布)の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に 関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名 押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定され ているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方 法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関す る規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議 長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われ

た通知 (第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。 以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

- 第129条の3 この規則の規定(第29条(投票用紙の配布及び投票箱の 点検)第1項(第85条(選挙規定の準用)において準用される場合 を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存す ること(次項において「作成等」という。)が規定されているものに ついては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当 該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等 に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみな して、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。